

株主の皆様へ

(第102期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第102期 報告書

2021年4月1日～2022年3月31日

## 株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。ご高承のとおり、  
当社は東京証券取引所の新市場区分である「プライム市場」に移行しております。

さて、第102期（2021年度）報告書をお届けするにあたり、ひと言ご挨拶申し上げます。

取締役社長 菊地 稔

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置の長期化により、個人消費の回復は緩慢なペースにとどまり、更にサプライチェーンの混乱による部材不足や資源価格の高騰で、企業の生産活動も抑制されるなど厳しい環境が続きました。

日経平均株価は、期前半は新型コロナウイルス感染者の抑制や国内政治変革への期待などもあり、9月には30,795円と約31年ぶりの高値をつけました。しかしその後は、中国大手不動産業者の債務問題や米国のインフレ高進と、金融政策正常化の加速への警戒感から上値が重くなり、年明け以降はロシアのウクライナ侵攻により大きく下落する場面もありました。

このような環境下、当社の株式営業では、デジタル技術を事業変革に活用するDX関連銘柄や、先端半導体関連銘柄、気候変動対策関連銘柄などの選別、情報提供に注力しました。しかし、秋以降の株式市場低迷もあり、株式委託手数料は前期比減収になりました。

投資信託の募集営業におきましては、米ドル建ての多様な資産に分散投資するバランス型ファンド、宇宙関連ビジネスを行う企業に投資するファンド、世界のデジタルヘルスケア関連企業に投資するファンドなどの販売に注力した結果、募集手数料は前期と比べ増加しました。また信託報酬も期中平均残高が増加したことから、前期と比べて増加しました。

これらの結果、連結経常利益は36億47百万円となりました。また、当期の配当金につきましては、1株当たり中間普通配当を11円とさせていただきましたが、1株当たり期末普通配

当も11円とさせていただくことをご提案申し上げる次第です。

証券市場を取り巻く環境は、収束が見えないコロナ禍や資源価格の高騰、欧米の中央銀行による金融政策正常化の加速などから景気や企業業績の伸び悩みが懸念されます。また、ロシアのウクライナ侵攻による地政学リスクの高まりなど先行きに対する不透明感も高まっています。しかし、景気下支えとして財政政策の発動が期待され、ウィズコロナ経済の浸透などから、徐々に国内景気は落ち着きを取り戻していくものと考えられます。

このような中、当社は本年3月15日に発表のとおり、7月19日を効力発生日として、通信販売部に係る事業（マルサントレードおよびコールセンターに係る事業を含む。）に関する権利義務を、会社分割の方法により、岡三証券株式会社に承継する予定です。経営資源を主力の対面営業に集中させ、「お客様本位の業務運営への取組方針」の実践に一段と注力し、株式営業、投資信託の募集営業を通じた質の高い情報提供とお客様満足度の向上を図ってまいります。また2年目を迎えた「第四次株式投信純増3ヵ年計画」に全力で取り組み、営業基盤をより強固にしていく所存です。更に内部管理態勢および法令遵守態勢を一層強化し、当社の企業価値向上に努めて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2022年5月



## 経営理念

### 1. 自由で民主的な高度福祉社会の建設

我々は、自由で民主的な社会において、人間がその持てる力を最大限に発揮できるものと信ずる。

自由で秩序ある市場機構によってこそ、経済的繁栄があり、社会正義の実現とより高度な福祉社会の建設が可能になると確信する。

### 2. 社会的責務の遂行

我々は、長期の産業資本および公共資本の調達と、国民金融資産の運用を通じて社会の健全な発展に貢献する。

### 3. 顧客に対する奉仕の心

我々はいついかなる場合にも顧客に対して奉仕する心を失うことのないよう誓うものである。

### 4. 自主独立の精神と証券市場の発展

証券業を通じて社会に貢献するためには、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することが基本である。

我々は企業の主体性を確立し自主独立の精神に徹することが証券市場の健全な発展に寄与するものと確信する。

### 5. 全員参加の経営

我々は、社員の一人一人が経営に積極的に参加していくことにより企業の発展と社会的責任の遂行が可能になるものと確信する。我々は、社員全員が共に考え、共に行動することをモットーとする。

### 6. 企業の発展と福祉の向上

企業の継続的発展と社員の福祉の源泉は生産性の向上にある。

我々は生産性の向上を通じて働きがいのある職場を自ら創り上げ、全社員の福祉を増大することに努める。

## 目次

株主の皆様へ	1
--------	---

### 事業報告

1 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項	3
2 株式に関する事項	12
3 新株予約権等に関する事項	13
4 会社役員に関する事項	15
5 会計監査人の状況	22
6 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	23
7 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要	26
8 株式会社の支配に関する基本方針	28

### 計算書類

連結貸借対照表	30
連結損益計算書	31
連結株主資本等変動計算書	32
連結注記表	33
貸借対照表	43
損益計算書	44
株主資本等変動計算書	45
個別注記表	46

監査報告	39, 41, 49
------	------------

### 参考情報

連結キャッシュ・フロー計算書	51
株主優待のご案内・株主メモ	裏表紙

## 1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

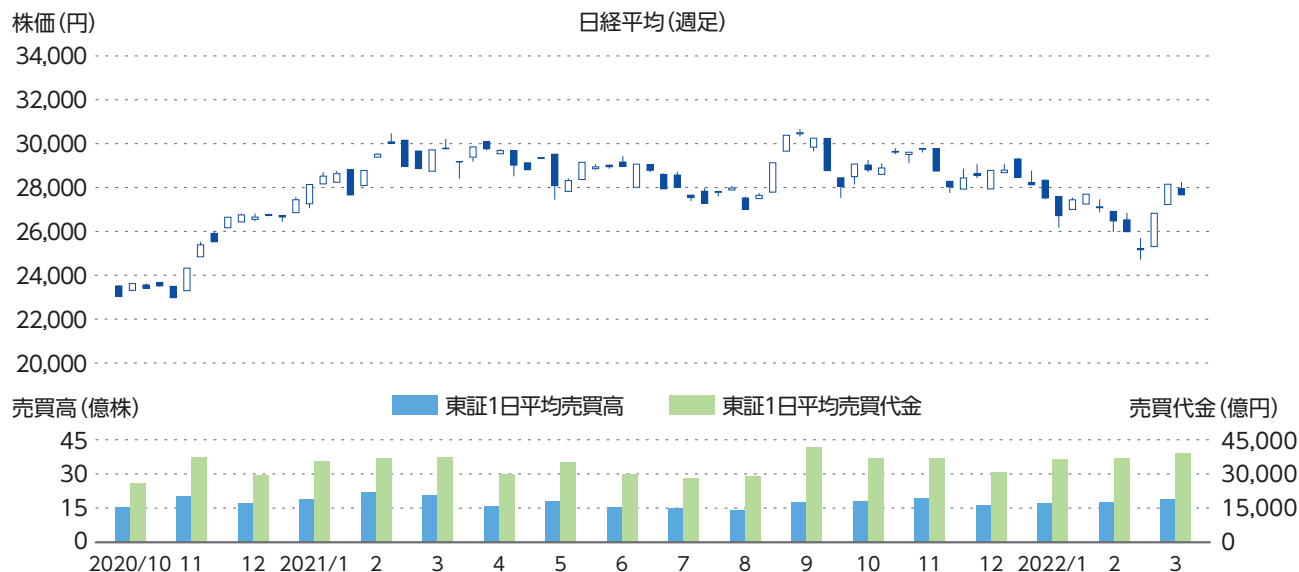
当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大とそれに対応した緊急事態宣言等の長期化により個人消費の低迷が続きました。一方、サプライチェーンの混乱による部材不足や資源価格の高騰の影響はありましたが、海外における経済再開の動きや円安による輸出の好調で企業業績は回復に向かいました。

日経平均株価は、期前半は新型コロナウイルス感染者の抑制や国内政治変革への期待などもあり9月には30,795円と約31年ぶりの高値をつけました。しかしそ

の後は、中国大手不動産業者の債務問題や米国のインフレ高進を背景とした金融引締め加速への警戒感から上値が重くなり、年明け以降はロシアのウクライナ侵攻により大きく下落する場面もありました。

このような環境の下、当社グループの業績は、投資信託の募集手数料、信託報酬とも増収となりましたが、株式委託手数料が減収となったため、連結経常利益は36億47百万円（前期比10.7%減）となりました。

日経平均株価および売買高・売買代金



## [株式部門]

当期の株式市場におきましては、国内での緊急事態宣言の再発令や米国でのインフレ警戒感の広がりなどから8月まで調整局面が続きましたが、国内政治変革への期待から急反発し、日経平均株価は9月中旬に30,795円と約31年ぶりの高値を付けました。しかし、その後は中国の不動産大手のデフォルト懸念や米長期金利の上昇、新型コロナウイルスの新たな変異株の世界的な感染拡大などから下落基調が続き、年明け以降はウクライナ情勢の緊迫化を受けて一段安の展開となりました。日経平均株価は3月上旬に24,000円台へ下落した後、3月下旬にかけて急速に値を戻したものの、前期末の水準には届かず、27,821円で期末を迎えました。

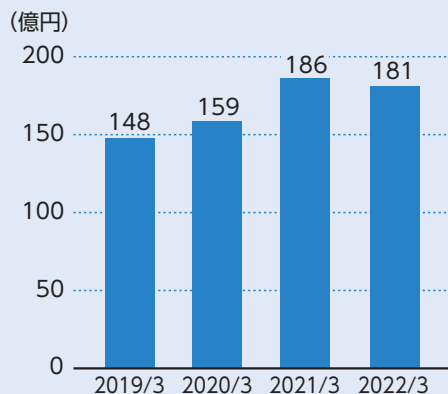
このような環境下、当社の株式営業は、デジタル技術やデータ活用を通じた事業変革を支援するDX

(Digital Transformation) 関連銘柄を中核に、成長分野への重点投資や事業構造改革の推進により収益改善期待が高まっている素材関連銘柄、集積回路の微細化やデータセンター投資の拡大などを追い風とする半導体関連銘柄、脱炭素社会の実現に貢献するEV (Electric Vehicle) や再生可能エネルギー関連銘柄の選別および情報提供に注力しました。

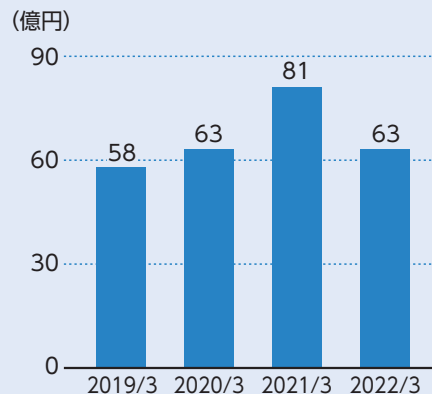
引受業務につきましては、新規上場準備中の企業を幅広くマーケティングし、情報提供に注力、さらに当社の独自性や強みを訴求することにより、新規上場企業18社、既上場企業3社の株式引受けを行いました。

しかし、不透明感の強い相場環境が続いたことなどから、株式受入手数料は63億92百万円（前期比21.4%減）となりました。

### 受入手数料



### 株式受入手数料



## 【債券部門】

当期の債券市場におきましては、期初0.120%で始まった長期金利（新発10年物国債利回り）は、新型コロナウイルスの変異株の感染急拡大による景気停滞懸念などを受けて低下する場面もありましたが、商品価格の高騰などによりインフレへの警戒が世界的に強まり、米国等で金融政策が引き締め方向へ転じたことから、日本の債券市場においても金利は上昇し、当期末は0.210%となりました。

このような状況の下、債券の募集・売上の取扱高は322億円（前期比0.5%増）となりましたが、個人向け社債の発行抑制が続いた影響もあり債券受入手数料収入は91百万円（同4.7%減）となりました。また、評価損益の悪化などを受け、債券等トレーディング損益は13百万円（同28.4%減）となりました。

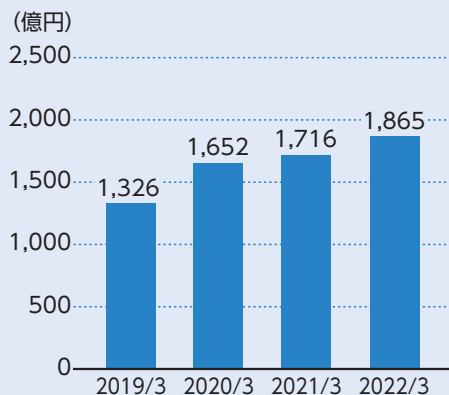
## 【投資信託部門】

投資信託部門は比較的高いインカムを獲得可能なバランス型ファンド、およびグローバル株式に投資するファンドを中心に販売し、残高の増加に努めました。

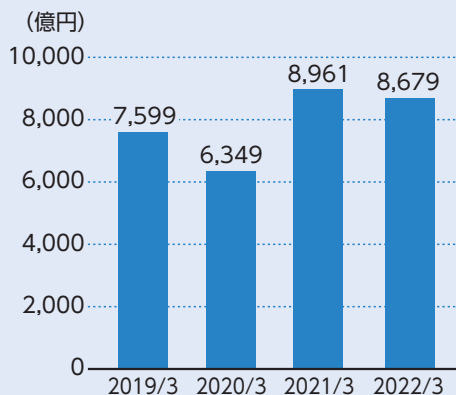
具体的には米ドル建ての多様な資産に分散投資するバランス型ファンド「NWQフレキシブル・インカムファンド」、宇宙関連ビジネスを行う企業に投資する「グローバル・スペース株式ファンド」、優れた技術・サービスにより、健康・医療を取り巻く社会問題の解決への貢献が期待される企業に投資する「グローバル・デジタルヘルスケア株式ファンド」などの販売に注力しました。

また、「投信NAVI（投信分析・販売支援ツール）」やタブレット端末、重要情報シートを積極的に活用し、お客様の保有ファンドのフォローやポートフォリオ分

### 株式投資信託取扱高



### 株式投資信託残高



析などによるサービスの向上、分かり易い説明による販売促進に努めました。

その結果、株式投資信託の取扱高は1,865億円（前期比8.7%増）となり、募集手数料は49億88百万円（同6.3%増）となりました。また、3月末の株式投資信託残高は8,679億円（同3.1%減）と減少した一方、株式投資信託の期中平均残高は8,999億円（同13.4%増）と増加したことにより、信託報酬は64億83百万円（同16.2%増）となり過去最高を更新しました。

なお、2021年4月からスタートした「第四次株式投資純増3ヵ年計画」は12ヵ月が経過しましたが、純増額は402億円（達成率67.2%）となりました。

### [オンライントレード部門]

当期のオンライントレード部門は、インターネット

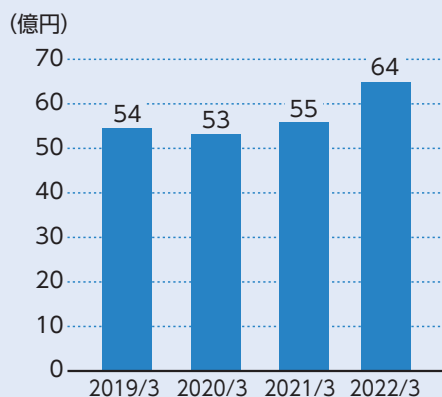
を活用したセミナーの開催や、動画配信に加え、メールやTwitterによる情報配信に積極的に取り組みました。また、新規にお取引口座を開設されたお客様や一定の条件を満たしたお客様へレポートを提供するなど、マルサントレードの利用促進を図りました。

お取引においては、信用取引残高に応じた信用取引手数料の優遇策のほか、新興市場の新規上場銘柄を対象にした信用取引や、初めて信用取引口座を開設されるお客様の信用取引手数料を優遇するなど、お客様の満足度向上に引き続き努めました。

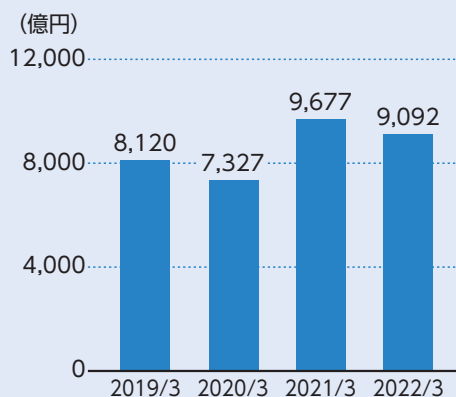
しかしながら、個人投資家の売買代金の減少もあり、株式委託売買代金は9,092億円（前期比6.0%減）となりました。

なお、本年7月19日を効力発生日として、通信販売部に係る事業（マルサントレードおよびコールセンター

信託報酬



オンライントレード  
株式委託売買代金



に係る事業を含む。)に関する権利義務を、会社分割の方法により、岡三証券株式会社に承継する予定としております。

## 【損益状況】

以上ご報告したような事業活動の結果、当期の当社グループの連結業績は、営業収益186億70百万円（前期比2.7%減）、経常利益36億47百万円（同10.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益28億27百万円（同32.0%減）となりました。

また、当社単体の業績は、営業収益186億70百万円（前期比2.7%減）、経常利益36億30百万円（同10.8%減）、当期純利益28億15百万円（同32.1%減）となりました。

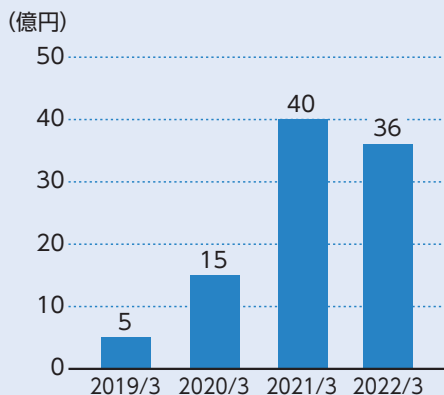
## (2) 設備投資の状況

当期は、全営業員へのモバイルPCの配布、主要データセンターの移転、社内業務のキャッシュレス化、ペーパーレス化等を推進する基盤となるワークフローシステムの導入等のシステム投資に加え、横浜支店、京都支店の移転、福岡支店の増床、広島支店のレイアウト変更等店舗の整備に努め、8億2百万円の投資を行いました。

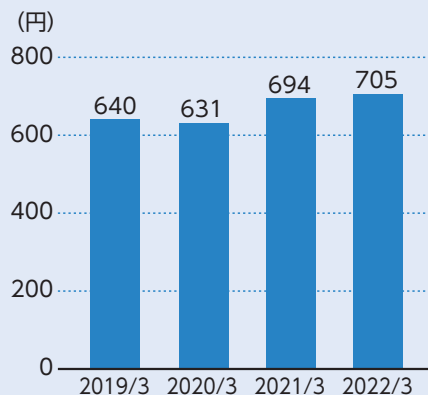
## (3) 資金調達の状況

当期の資金調達につきましては、特に記載すべき事項はございません。

### 経常利益



### 1株当たり純資産額





#### (4) 財産および損益の状況

##### ① 企業集団（当社グループ）の財産および損益の状況

区 分	第99期 (2018.4.1～2019.3.31)	第100期 (2019.4.1～2020.3.31)	第101期 (2020.4.1～2021.3.31)	第102期 (2021.4.1～2022.3.31) (当連結会計年度)
営 業 収 益	百万円 15,648	百万円 16,493	百万円 19,188	百万円 18,670
(うち受入手数料)	(14,879)	(15,925)	(18,646)	(18,115)
経 常 利 益	570	1,518	4,085	3,647
親会社株主に帰属する当期純利益	526	792	4,156	2,827
1株当たり当期純利益	7円91銭	11円92銭	62円50銭	42円51銭
総 資 産	百万円 81,310	百万円 83,228	百万円 99,385	百万円 90,885
純 資 産	42,747	42,220	46,401	47,133
1株当たり純資産額	640円06銭	631円70銭	694円33銭	705円27銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。  
 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

##### ② 当社（単体）の財産および損益の状況

区 分	第99期 (2018.4.1～2019.3.31)	第100期 (2019.4.1～2020.3.31)	第101期 (2020.4.1～2021.3.31)	第102期 (2021.4.1～2022.3.31) (当事業年度)
営 業 収 益	百万円 15,648	百万円 16,493	百万円 19,188	百万円 18,670
(うち受入手数料)	(14,879)	(15,925)	(18,646)	(18,115)
経 常 利 益	526	1,482	4,070	3,630
当 期 純 利 益	496	768	4,144	2,815
1株当たり当期純利益	7円46銭	11円55銭	62円32銭	42円34銭
総 資 産	百万円 80,975	百万円 82,925	百万円 98,728	百万円 90,080
純 資 産	41,549	41,016	44,919	45,501
1株当たり純資産額	622円03銭	613円60銭	672円05銭	680円74銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により、それぞれ算出しております。  
 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (5) 対処すべき課題

当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、お客様の立場に立って、お客様の資産形成に資するご提案と、投資していただいた後も常にお客様に寄り添い、丁寧なフォローを行っていくことが、何よりも重要であると考えております。そのためには、2017年6月に策定・公表した「お客様本位の業務運営への取組方針」の実践こそが、「お客様の最善の利益の追求」となり、結果として、当社の利益にもつながるものと考えております。

この取組方針の実践には、人材育成が欠かせない重要課題であると考えております。数多くの研修・教育プログラムを通じ、お客様の立場に立って行動できる人材の育成に継続して取り組むことで、当社が提供するサービスの質の向上を図ってまいります。

株式営業につきましては、当社調査部門が作成するアナリストレポート等を活用した「レポート営業」を実践することで、質の高い情報の提供に全力で取り組んでまいります。

投資信託の募集営業につきましては、良質な投資信託を新規のご資金により長期投資していただくことで、お客様の運用資産拡大を目指します。さらに、2021年4月から新たにスタートした「第四次株式投信純増3ヵ年計画」に全力で取り組み、比較的安定収益である信託報酬を増やすことで、市況変動に左右されにくい収益基盤の確立を図ってまいります。

また、引き続き内部管理態勢および法令遵守態勢の強化に努め、お客様へより一層質の高いサービスを提供し、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

なお、当社は、本年7月19日を効力発生日として、当社の通信販売部に係る事業（マルサントレードおよびコールセンターに係る事業を含む。）に関する権利義務を、会社分割の方法により、岡三証券株式会社に承継す

る予定としております。今後の事業環境を踏まえた当社事業ポートフォリオを再考する中で、マルサントレード等のお客様の利便性を最大限考慮しつつ、当社の経営資源を主力の対面営業に集中させ、お客様本位の業務運営をさらに強化することが当社の企業価値向上に資すると考えております。

### (6) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、証券業を通じて社会に貢献することを念頭に、株主、お客様、従業員、社会という関連する当事者全ての利益を尊重しつつ、公正、透明に利潤を上げ、企業価値の向上を図っていくことを最重要課題として位置付けております。

そのため、持続的な成長を支える必要な環境の整備を行いつつ、経営の意思決定機関である取締役会の活性化を図ってまいりました。

さらに経営の透明性を高めるべく、社外取締役、社外監査役を選任し、意思決定の透明性の確保と監視機能の強化に努めております。

### (7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、当社および子会社2社より構成されており、主たる事業は、有価証券を中核商品とする金融サービス業であります。

金融サービス業の具体的な業務として、有価証券の売買および売買等の委託の媒介、有価証券の引受および売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、その他の金融商品取引業を営んでおります。

当社子会社の丸三ファイナンス株式会社はベンチャーキャピタル業務および営業店舗用不動産賃貸業を、丸三エンジニアリング株式会社はコンサルティング業を営んでおります。

**(8) 主要な営業所の状況 (2022年3月31日現在)**

当 社

① 本 店 東京都千代田区麴町三丁目3番6

② 支 店 26店

区 分	支 店 数	支 店 名
東北・北陸	3店	会津、新潟、上越
関東	6	日光、太田、伊勢崎、館林、沼田、秩父
都内・首都圏	7	新宿、池袋、日本橋、二子玉川、千葉、野田、横浜
中部	2	名古屋、一宮
近畿	3	京都、大阪、川西
中国	3	岡山、広島、呉
九州	2	北九州、福岡

③ 営業所 2店

区 分	営業所数	営 業 所 名
都内・首都圏	2店	大泉学園、日吉

④ 通信取引 通信販売部コールセンター

(注) 子会社の会社名および所在地は、(10)「重要な子会社の状況」に記載しております。

**(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)**

① 企業集団 (当社グループ) の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,106名	12名減	36歳4ヵ月	13年0ヵ月

(注) 1. 従業員数には、歩合外務員を含めておりません。  
 2. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

② 当社 (単体) の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,103名	12名減	36歳3ヵ月	13年0ヵ月

(注) 1. 従業員数には、歩合外務員を含めておりません。  
 2. 平均年齢と平均勤続年数は、契約社員を除いて算出しております。

## (10) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率
丸三ファイナンス株式会社	東京都千代田区	74 百万円	100.0 %
丸三エンジニアリング株式会社	東京都千代田区	50	9.5

(注) 1. 上記2社は連結子会社です。

2. 当社の上記子会社2社に対する議決権所有割合は、すべて100.0%であります。

3. 上記子会社の主要な事業内容は、1. (7)「主要な事業内容」に記載しております。

## (11) 主要な借入先および借入金額の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金額
株式会社みずほ銀行	短期借入金	950 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	900
日本生命保険相互会社	短期借入金	500
株式会社三井住友銀行	短期借入金	300
日本証券金融株式会社	短期借入金	100 百万円
	信用取引借入金	1,266



## 2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 67,398,262株  
(うち自己株式数 880,864株)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 61,104名（前期末比 8,822名増）  
(うち単元株主数 59,360名)

### (5) 主な株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,065,700 株	10.62 %
2 日本生命保険相互会社	5,230,585	7.86
3 公益財団法人長尾自然環境財団	4,746,262	7.14
4 三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683,000	2.53
5 株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,308,700	1.97
6 株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,144,600	1.72
7 株式会社みずほ銀行	940,000	1.41
8 長尾 愛一郎	902,471	1.36
9 丸三証券従業員持株会	626,190	0.94
10 JP MORGAN CHASE BANK 385781	404,355	0.61

- (注) 1.当社は自己株式として880,864株を保有しておりますが、上記「主な株主の状況」に記載する大株主から除外しております。  
2.持株比率は、発行済株式総数から自己株式を除いて算出しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）

名 称	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第19回新株予約権
新株予約権の発行日	2014年7月31日	2015年7月31日	2017年8月3日	2018年8月2日	2020年7月31日
保有人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 1名	当社取締役 3名	当社取締役 1名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの 目的となる株式数100株)	100個	100個	400個	600個	200個
新株予約権の目的である 株式の種類	当社普通株式				
新株予約権の目的である 株式の数	10,000株	10,000株	40,000株	60,000株	20,000株
新株予約権と引換えに 金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない				
新株予約権行使時の 払込金額	1株当たり840円	1株当たり1,387円	1株当たり971円	1株当たり1,045円	1株当たり465円
新株予約権の 権利行使期間	2016年7月16日～ 2024年7月15日	2017年7月16日～ 2025年7月15日	2019年7月19日～ 2027年7月18日	2020年7月18日～ 2028年7月17日	2022年7月16日～ 2030年7月15日
新株予約権の 主な行使の条件	<p>イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。</p> <p>ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。</p> <p>ハ：新株予約権の譲渡、買入その他の処分は認めない。</p>				
新株予約権の取得の条件	<p>新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。</p>				

(注) 当事業年度末において社外取締役が保有している新株予約権はございません。

上記の内、第13回の取締役1名が保有する新株予約権100個、第14回の取締役1名が保有する新株予約権100個および第17回の取締役1名が保有する新株予約権200個は、いずれも取締役就任前に付与されたものであります。

## (2) 当期中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 20 回 新 株 予 約 権
新株予約権の発行日	2021年8月2日
交付時の人数	当社従業員 68名
新株予約権の総数 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株)	1,440個
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	144,000株
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否	金銭を払い込むことを要しない
新株予約権行使時の払込金額	1株当たり640円
新株予約権の権利行使期間	2023年7月16日～2031年7月15日
新株予約権の主な行使の条件	イ：権利行使時において当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約または歩合外務員契約を締結していることを要する。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できる。 ロ：新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。 ハ：新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
新株予約権の取得の条件	新株予約権者が権利を行使する前に、当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失する等、上記「新株予約権の主な行使の条件」に該当しなくなったときは、同時に、無償で当社に移転し、自己新株予約権となる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	地位	担当等
菊地 稔	取締役社長（代表取締役）	
服部 誠	専務取締役（代表取締役）	営業本部長・エクイティ本部長、 営業企画部長・投資相談部長
今里 栄作	取締役（社外取締役）	
角田 明義	取締役（社外取締役）	取締役会議長
建壁 徳明	取締役（執行役員）	内部管理統括責任者、監理本部長
植原 恵子	取締役（社外取締役）	
正田 郁夫	取締役（社外取締役）	
藤井 滋	常勤監査役（社外監査役）	
太田 泰司	常勤監査役（社外監査役）	
山崎 昇	常勤監査役	
小久保 恒哉	監査役	

(注) 1. 取締役 今里栄作氏、角田明義氏、植原恵子氏および正田郁夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 常勤監査役 藤井滋氏および太田泰司氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

3. 常勤監査役 太田泰司氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	地位	担当	退任日	理由
長谷川 明	取締役 (社外取締役)		2021年6月22日	任期満了による退任

##### (3) 当事業年度中の取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動日
服部 誠	専務取締役（代表取締役） 営業本部長・エクイティ本部長、 営業企画部長・投資相談部長	専務取締役（代表取締役） 営業本部担当、エクイティ本部長	2021年8月1日



#### (4) 取締役および監査役の兼職状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
取締役（社外取締役）	今 里 栄 作	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ	社外監査役
取締役（執行役員）	建 壁 徳 明	丸三エンジニアリング株式会社	取締役
常勤監査役（社外監査役）	藤 井 滋	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
常勤監査役（社外監査役）	太 田 泰 司	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役
常勤監査役	山 崎 昇	丸三ファイナンス株式会社 丸三エンジニアリング株式会社	監査役 監査役

(注) 取締役（社外取締役）正田郁夫氏は、大和証券リビング投資法人の執行役員を兼務しておりましたが、2021年12月21日付けにて退任しております。なお、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズおよび大和証券リビング投資法人と当社との間には、開示すべき関係はございません。丸三ファイナンス株式会社、丸三エンジニアリング株式会社は1. (10) に記載の子会社であります。

#### (5) 執行役員の氏名等（2022年3月31日現在）

氏 名	地 位	担 当 等
原 田 哲 也	常務執行役員	調査部管掌
柏 原 延 行	常務執行役員	投資信託部長 チーフ・グローバル・ストラテジスト
山 崎 弘 義	執行役員	大阪支店長、営業二部長
齋 藤 哲 也	執行役員	労務・人事部・人材開発部担当、人材採用部長・MST推進部長
片 野 健 児	執行役員	法人本部長、債券部長
建 壁 徳 明	執行役員	内部管理統括責任者、監理本部長
戸 谷 清 隆	執行役員	財務部長・証券管理部長
松 井 豊	執行役員	引受本部長、引受部長・企業部長
牧 野 郁 雄	執行役員	総務部長
北 山 信 次	執行役員	調査部長
吉 岡 一 哉	執行役員	通信販売部担当、企画部長
武 田 浩	執行役員	システム企画部長
青 木 真 嗣	執行役員	名古屋支店長、営業二部長

#### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が、業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされた場合に、被保険者個人が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）および会社に生じる一定の費用（事実関係調査のための費用、公告費用等）を填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、当社のすべての取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、保険期間中に新たに選任された役員等および既に退任している役員等、並びに役員等が死亡した場合にはその相続人等も含まれます。

また、保険料は、約10%を被保険者が負担しており、残りの約90%を当社が負担しております。

(注) 当事業年度中において、被保険者にその他会社法上の重要な使用人はおりませんでした。

## (8) 任意の委員会の設置

当社は任意の委員会として「指名委員会」、「取締役報酬委員会」および「執行役員報酬委員会」を設置しております。「指名委員会」は取締役会の諮問に基づき代表取締役の選解任やその判断基準等について審議し答申する機関、「取締役報酬委員会」は取締役会の委任に基づき取締役の月例報酬（固定報酬）と業務執行取締役の賞与を決定するとともに、取締役会の諮問に基づき、報酬の設計方針等について審議し答申する機関、「執行役員報酬委員会」は執行役員の報酬について取締役会の委任に基づき協議し決定する機関として活動し、取締役会の意思決定の透明性を高めております。

なお、2022年3月31日現在の各委員会の委員は下記の通りです。

委員会名	地位	氏名
指名委員会	委員長	角田 明義
	委員	今里 栄作、植原 恵子、正田 郁夫
取締役報酬委員会	委員長	角田 明義
	委員	今里 栄作、植原 恵子、正田 郁夫
執行役員報酬委員会	委員長	角田 明義
	委員	菊地 稔、服部 誠

## (9) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人 数 (名)	報酬等の種類別の総額 (単位：百万円)			報酬等の総額 (単位：百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	8 (5)	109 (44)	20 (-)	0 (-)	130 (44)
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	32 (19)	-	-	32 (19)
合 計 (うち社外役員)	12 (7)	142 (63)	20 (-)	0 (-)	163 (63)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役1名に支払った使用人分給与180万円は含まれておりません。  
 2. 業績連動報酬に記載の金額は、業務執行取締役の賞与引当額で、第102期定時株主総会に付議し承認されることを条件に支給いたします。  
 3. 非金銭報酬に記載の金額は、ストックオプションによる報酬として費用処理した額です。  
 4. 取締役の報酬等の額には、2021年6月22日付けで退任した取締役長谷川明氏の報酬（2021年4月1日～2021年6月22日に係る金額）が含まれております。

### ② 業績連動報酬に係る事項

当社は、業績連動報酬として業務執行取締役に対して賞与を支給しております。賞与の総額は、「経常利益」および「当期純利益」を指標としつつ、総合的に判断しております。当該指標を選択した理由は、業績を評価するうえで客観性および透明性を担保でき、業績連動報酬の指標として適切と判断したためです。賞与の個別支給額は、原則、役位に応じて支給しております。

なお、賞与に係る指標の実績は、1. (4)「財産および損益の状況」に記載の通りです。

### ③ 非金銭報酬に係る事項

当社は、非金銭報酬として業務執行取締役に対してストックオプションとして新株予約権を付与しております。当該ストックオプションの内容およびその付与状況は、3. (1)「当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載の通りです。

### ④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の定めに関する事項

2005年6月28日開催の第85期定時株主総会において、取締役報酬の総額について年額2億円以内、監査役報酬の総額について年額400万円以内とする旨のご承認をいただいております。当該決議をご承認いただいた時点の取締役の員数は5名、監査役の員数は4名です。

また、取締役報酬の年額2億円以内とは別枠で、2021年6月22日開催の第101期定時株主総会において、社外取締役を除く第101期に在任していた取締役3名に対し、取締役賞与総額30百万円を上限に支給する旨のご承認をいただいております。これは、前事業年度（第101期）に係る報酬として第101期事業報告にて既にご報告した金額です。当事業年度（第102期）に係る賞与は①「当事業年度に係る報酬等の総額」に記載の通りで、第102期定時株主総会に付議いたします。

同じく取締役報酬の年額2億円以内とは別枠で、次の通りストックオプションとして新株予約権を付与する旨のご承認をいただいております。なお、新株予約権は発行後2年間で費用処理しており、①「当事業年度に係る報酬等の総額」にその費用を記載したのはハ、の新株予約権です。

- イ. 2017年6月22日開催の第97期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役1名に対し、第98期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限400個（その目的である株式は、当社普通株式40,000株）19百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。
- ロ. 2018年6月20日開催の第98期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役2名に対し、第99期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限400個（その目的である株式は、当社普通株式40,000株）15百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。
- ハ. 2020年6月22日開催の第100期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役1名に対し、第101期定時株主総会までの間に、ストックオプションとして新株予約権を上限200個（その目的である株式は、当社普通株式20,000株）3百万円の範囲で付与する旨のご承認をいただいております。

### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

#### イ. 決定方針の決定方法

取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の決定方針につきまして、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会に諮問し、その回答内容を尊重して、2021年2月15日開催の取締役会において決議しております。

#### ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で支給しております。取締役の報酬は、固定報酬と、業績連動報酬である賞与、非金銭報酬であるストックオプションで構成され、個人別の固定報酬、賞与の総額および個別支給額・支給時期については、取締役会の委任を受けた、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定します。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から離れた立場で業務執行を監督するという観点から、固定報酬のみで構成しております。

固定報酬は、企業価値の維持・向上や人材確保の観点から、適切なインセンティブの設定を踏まえたうえ



で、同規模他企業の報酬等、世間一般の水準も勘案し、役位ごとに基準を定め、職務遂行の対価として在任中に毎月支給しております。ただし、社外取締役の固定報酬については、期待される役割を適切に遂行できるよう、職務価値に見合った報酬水準としております。

賞与は、業績に対する貢献に報いるため、年一回、株主総会の承認を得て、株主総会終了後の一定の時期に支給しております。ただし、社外取締役に対して賞与は支給していません。

ストックオプションは、株価変動を株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上への動機が高まることを期待し、年一回、取締役の就任・昇格時に、役位に応じて算出して、株主総会の承認を得て付与しております。ただし、社外取締役に対しては、ストックオプションは付与していません。

取締役の報酬は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との観点から固定報酬を基本としつつ、単年度業績の向上や企業価値向上へのインセンティブが有効に機能するよう、固定報酬と業績連動報酬等のバランスを考慮しております。

#### ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、社外取締役のみで構成する取締役報酬委員会において決定しております。取締役報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容を決定する具体的方法の内容（算定方法）の整合性、当該算定方法と報酬等の内容の整合性について多角的な観点から審議を行ったうえで報酬等の内容を決定しております。前記方針の決議後に決定された個人別の報酬等につきましては、取締役報酬委員会で決定された算定方法及び報酬の内容は適切に取締役会に報告されており、取締役会も前記方針に沿うものであると判断しております。

#### ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項

2021年2月15日開催の取締役会の決議により、取締役報酬委員会を構成する社外取締役に、取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。当事業年度におきましては、(8)「任意の委員会の設置」に記載の通り社外取締役 角田明義、同 今里栄作、同 植原恵子、同 正田郁夫の4名に委任しております。委任する権限の内容は、業務執行取締役の個人別の固定報酬、社外取締役の個人別の固定報酬、業務執行取締役の賞与の総額および個別支給額・支給時期です。これらの権限を委任した理由は、取締役会の意思決定の透明性や取締役の個人別報酬の透明性を確保するためです。なお、社外取締役の固定報酬は、経営陣からの独立性が確保されていないと監督機能を実効的に果たせないおそれがあるため、代表取締役と協議のうえ、取締役報酬委員会で決定することとしております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役報酬委員会は社外取締役のみで構成し、委任を受けた事項について、取締役報酬委員会から取締役会へ報告することとしております。

(10) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	今里栄作	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員および取締役報酬委員会委員に就任し、当期開催の取締役報酬委員会3回中2回出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。
取締役	角田明義	当期開催の取締役会16回の全てに出席して議長を務めるとともに、主に証券業における豊富な経験・実績・見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、2020年4月より指名委員会、取締役報酬委員会および執行役員報酬委員会の委員長に就任し、当期開催の取締役報酬委員会3回、執行役員報酬委員会6回の全てに出席しております。さらに当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）に係る特別委員会の委員に就任しており、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した助言等をいただきました。
取締役	植原恵子	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任し、当期開催の取締役報酬委員会3回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。
取締役	正田郁夫	取締役就任後の当期開催の取締役会12回の全てに出席し、主に証券業の経営経験者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会委員、取締役報酬委員会委員に就任し、当期開催の取締役報酬委員会3回の全てに出席し、独立した客観的立場から経営陣の監督に務め、当社が同氏に期待した取締役会の意思決定および業務執行の監督および助言等をいただきました。
監査役	藤井滋	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。また、当社子会社2社の監査役を兼任しております。
監査役	太田泰司	当期開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための観点から発言を行っております。また、当社子会社2社の監査役を兼任しております。

(11) 取締役会の実効性評価

当社取締役会ではその実効性を評価・分析するために、2021年10月に取締役・監査役に対し、アンケートを実施し、その結果について取締役会で認識を共有した上で取締役会全体の分析・評価を行なっています。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等の額 (非監査業務の内容：顧客資産の分別管理の法令順守に関する保証業務)	2
合計	40
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.当社監査役会は、会計監査人のこれまでの監査項目別監査時間および監査報酬の推移を確認し、当期の報酬見積書と当社関係部署の意見を踏まえ、会計監査人より聴取した監査計画との整合性について検証した結果、報酬額は適切に算定されたものと判断し、同意しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、会計監査人を解任いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査役会の決定に基づき会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づいて実施すべき内部統制システムの構築について、下記の如く基本方針を定め、その実現、整備に努めることにより、適法かつ効率的な業務体制を確保するものとします。

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制(会社法362条4項6号、同施行規則100条1項4号、5号ニ)

- ① 当社及び子会社の役職員の職務の執行が金融商品取引法その他法令諸規則及び社内規程に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすため、「コンプライアンス原則」を定め、コンプライアンスの重要性を全役職員に周知徹底する。
- ② 監理本部をコンプライアンス担当部門とし、社内研修を実施し、役職員の意識を高め、コンプライアンスを尊重する社風を醸成する。
- ③ 内部監査部は、当社及び子会社の内部統制全般の有効性・妥当性について監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役及び監査役へ報告する。
- ④ 社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的とした「業務連絡会」を、原則として毎月1回実施する。
- ⑤ 当社の社外取締役、監査役、社外窓口に直接報告できる内部通報制度を設けるとともに、従業員には「就業規則」により、法令や社内規則に反する行為を知り得た者は、その事実を報告する義務を課し、社内の不正を早期発見、是正することにより公正な企業風土を構築する。
- ⑥ 当社は、市民社会に脅威を与える反社会的勢力及び団体との一切の取引を行わないことを「コンプライアンス原則」において宣言し、反社会

的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

- ⑦ 当社は、マネー・ローダリング及びテロ資金供与を防止するため内部管理態勢を整備する。
- ⑧ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社及び子会社の全役職員に周知徹底し、財務報告に係る内部統制の構築を継続的に推進してその向上を図る。

### (2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

株主総会、取締役会、執行役員会及び経営会議の各議事録、稟議書、重要な契約書等については、法令諸規則、社内規程に基づき適切に管理保存する。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制(会社法施行規則100条1項2号、5号ロ)

- ① 監理本部は、当社及び子会社の各部門のリスク管理の推進とそのリスク管理状況のチェックを行い、代表取締役へ報告する。
- ② 株式市場の変動をはじめとする市場リスクについては、「リスク管理規程」に従い、財務部においてリスク管理を行い、内部管理統括責任者に管理状況を報告する。



- ③ 情報漏えいリスクについては、「セキュリティポリシー」を宣言し、「情報管理基本規程」を定め、会社保有情報における情報セキュリティを確保する。社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、情報セキュリティ責任者が統括する。個人情報については、「プライバシーポリシー」を宣言し、「個人情報保護に関する基本規程」等を定め、情報漏えいの未然防止に努める。
  - ④ システム障害、サイバーセキュリティ事案については、「セキュリティポリシー」を宣言し、システム企画部において「コンピュータシステム基本規程」、監理本部において「サイバーセキュリティ基本規程」を定め、障害等の未然防止、発生時の影響の極小化、迅速な復旧に努める。
  - ⑤ 自然災害、テロ、感染症等に代表される事業継続リスクについては、事業継続計画（BCP）を定め、事業の継続を確保するための体制を整備する。
  - ⑥ 株式等の誤発注に係るリスクについては、「金融商品等の注文管理体制規程」及びシステムチェックにより、それぞれの発注部署において防止に努める。
  - ⑦ 当社及び子会社の各部門は、それぞれの業務に関する潜在的なリスクの把握とその未然防止に努める。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条1項3号、5号ハ）**
- ① 当社は、取締役による経営の意思決定、監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採用し、業務執行の責任の明確化を図る。
  - ② 当社及び子会社の取締役は、業務執行状況の報

告を行う執行役員会及び重要な案件の審議を行う経営会議において、取締役間及び執行役員との情報の共有化・議論の深化を図り、意思決定の迅速化に努める。

- ③ 当社は、任意の取締役報酬委員会、任意の執行役員報酬委員会を設置し、取締役および執行役員の報酬決定プロセスに関する客観性、透明性を確保する。
- ④ 当社は、任意の指名委員会を設置し、代表取締役の選解任及びその判断基準等に関する透明性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社の取締役へのストックオプションの実施により、業績向上、企業価値向上に対する意識の醸成を図る。

**(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則100条1項5号）**

当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規則」に基づき、関係会社毎に担当部署を定め、適切に管理する。

**(6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則100条1項5号イ）**

当社の子会社の取締役は、営業成績や事業報告書などの重要な情報を、「関係会社管理規則」に基づき、当社へ報告する。

**(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則100条3項1号）**

監査役が設置を求めた場合は、監査役の職務を補助

すべき使用人を配置する。

### (8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則100条3項2号、3号）

- ① 監査役が設置を求めた場合に、設置した当該使用人についての人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ② 当該使用人は、監査役の命を受け当社及び子会社の業務の調査等を行う。

### (9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

#### ① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則100条3項4号イ）

- a) 当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。
- b) 内部監査の結果については、当社の監査役へ報告し、監査役から依頼があるときは、その依頼に基づき内部監査を実施する。
- c) 取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会をはじめ重要な会議に、当社の監査役が出席できる体制を確保する。

#### ② 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制（会社法施行規則100条3項4号ロ）

当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにその事実を当社の監査役に報告する。

#### (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則100条3項5号）

当社は、前項① a)、②の報告をした者に対して不利な取扱いを行わない。

#### (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則100条3項6号）

当社は、監査役職務の執行について必要な費用を支払う。

#### (12) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則100条3項7号）

- ① 代表取締役は、全役員職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるものとする。
- ② 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、経営方針を説明し、会社が対処すべき課題・監査上の重要課題などについての意見交換に努めるものとする。
- ③ 内部監査部は、監査役との緊密な連携を図り、監査役職務遂行を補助する体制の確保に努める。

## 7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

### (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

- 役職員に対して各階層職位に応じたコンプライアンスに関する社内研修を実施しました。
- 内部監査部は対象部署の内部監査を実施し、その結果を代表取締役、取締役、監査役へ報告しました。
- 社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的に業務連絡会を実施しました。
- 役職員からの内部通報制度である「提言コーナー」を設けており、届いた通報には適切に対応しました。
- 「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、対象全部署が自己点検を実施しました。
- 新規の口座開設等に際し、反社会的勢力を排除するための審査を実施しました。

### (2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 重要な会議の議事録、稟議書、重要な契約書等は、法令諸規則、社内規程に基づき管理保存しております。

### (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 監理本部長は、各部門からリスク管理に関する定期的な報告を受け、リスク管理の推進とリスク管理状況のチェックに努めました。
- 市場リスクの管理状況は、財務部が内部管理統括責任者に報告しました。

- 情報漏えいリスクについては、社内各部署に情報セキュリティ管理者を配置し、個人情報保護に関する社内研修を実施するなど未然防止に努めました。
- システム障害等のリスクについては、ネットワークの通信量やシステムの稼働率を定期的に観測するなど未然防止に努めました。また、サイバー攻撃を想定した演習を行うなどサイバーセキュリティの確保に努めました。
- 事業の継続を確保するため、事業継続計画（BCP）に基づき体制の整備に努めました。

### (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 当社は、取締役による経営の意思決定、監督の役割を明確にするとともに、執行役員制度を採用し、業務執行の責任の明確化を図り、業務の執行状況を報告する執行役員会と重要な案件を審議する経営会議を毎月開催して、情報の共有化・議論の深化・意思決定の迅速化に努めました。
- 取締役報酬委員会規程、執行役員報酬委員会規程に基づき、任意の取締役報酬委員会、執行役員報酬委員会を開催しました。

### (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 子会社2社の業務の執行状況は、子会社担当部門が適切に管理しております。

### (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- 子会社2社は、毎月、当社の子会社担当部門に毎月の営業成績等を報告し、四半期毎に当社執行役員会で決算報告を行いました。

### (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 当期は監査役から補助すべき使用人の設置の求めは受けておらず、当該使用人を設置しておりません。

### (8) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 当期は該当者はありませんが、前号の使用人についての人事異動等は監査役会の事前の同意を得るものとしております。

### (9) 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- 内部監査部の行った内部監査の結果はすべて監査役へ報告しました。
- 監査役は、取締役会、執行役員会、経営会議、部店長会議、内部監査報告会など、重要な会議に出席しました。

### (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当期は該当者はありませんが、当社は、監査役に報告した者に対して不利益な取扱いを行いません。

### (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当社は監査役職務執行に必要な費用を支払いました。

### (12) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- 代表取締役は監査役と定期的に会合して意見交換を行いました。

## 8. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の

皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は2020年6月22日開催の第100期定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）」（以下、本対応方針といたします。）を更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の2020年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針（買収防衛策）の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情につ



いての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

### (3) 当社取締役会の判断及び理由

#### イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社

の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

#### ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載の通り、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、2020年6月22日に開催された当社第100期定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

#### ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

以上



# 連結貸借対照表

2022年3月31日現在

## ■資産の部

単位：百万円

科 目	当 連 結 会 計 年 度 (2022年3月31日)	前 連 結 会 計 年 度 (2021年3月31日)	前 連 結 会 計 年 度 比 増 減
<b>●資産の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>74,671</b>	<b>83,899</b>	<b>△ 9,228</b>
現金・預金	25,873	28,693	△ 2,819
預託金	27,122	31,722	△ 4,599
顧客分別金信託	27,102	31,702	△ 4,599
その他の預託金	20	20	—
トレーディング商品	667	596	70
商品有価証券等	667	596	70
デリバティブ取引	0	0	△ 0
約定見返勘定	—	20	△ 20
信用取引資産	16,018	17,393	△ 1,375
信用取引貸付金	15,526	16,671	△ 1,144
信用取引借証券担保金	492	722	△ 230
立替金	42	29	12
募集等払込金	3,094	3,622	△ 528
未収収益	1,592	1,628	△ 36
その他の有価証券	49	49	—
その他の流動資産	211	143	67
貸倒引当金	△ 0	△ 0	△ 0
<b>固定資産</b>	<b>16,213</b>	<b>15,485</b>	<b>728</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,931</b>	<b>2,658</b>	<b>273</b>
建物	811	801	9
器具備品	744	475	269
土地	1,375	1,381	△ 5
<b>無形固定資産</b>	<b>149</b>	<b>104</b>	<b>45</b>
ソフトウェア	142	90	51
電話加入権	7	13	△ 6
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,132</b>	<b>12,722</b>	<b>410</b>
投資有価証券	11,307	11,086	221
長期貸付金	2	6	△ 3
長期差入保証金	739	753	△ 13
長期前払費用	42	57	△ 15
退職給付に係る資産	931	692	239
その他	108	126	△ 17
貸倒引当金	△ 0	△ 0	0
<b>資産合計</b>	<b>90,885</b>	<b>99,385</b>	<b>△ 8,499</b>

## ■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当 連 結 会 計 年 度 (2022年3月31日)	前 連 結 会 計 年 度 (2021年3月31日)	前 連 結 会 計 年 度 比 増 減
<b>●負債の部</b>			
<b>流動負債</b>	<b>39,725</b>	<b>49,029</b>	<b>△ 9,304</b>
約定見返勘定	1	—	1
信用取引負債	2,905	3,198	△ 292
信用取引借入金	1,266	1,078	187
信用取引貸証券受入金	1,639	2,119	△ 479
有価証券担保借入金	141	—	141
有価証券貸借取引受入金	141	—	141
預り金	22,584	28,487	△ 5,903
受入保証金	9,512	10,844	△ 1,331
短期借入金	2,750	2,750	—
未払法人税等	110	1,812	△ 1,702
賞与引当金	883	1,005	△ 122
役員賞与引当金	20	30	△ 10
その他の流動負債	815	902	△ 86
<b>固定負債</b>	<b>3,861</b>	<b>3,788</b>	<b>72</b>
繰延税金負債	2,846	2,750	96
退職給付に係る負債	888	908	△ 19
長期未払金	20	20	—
その他の固定負債	104	109	△ 5
<b>引当金</b>	<b>165</b>	<b>165</b>	<b>—</b>
金融商品取引責任準備金	165	165	—
<b>負債合計</b>	<b>43,751</b>	<b>52,983</b>	<b>△ 9,232</b>
<b>●純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>	<b>40,388</b>	<b>39,614</b>	<b>773</b>
資本金	10,000	10,000	—
資本剰余金	331	331	0
利益剰余金	30,526	29,757	768
自己株式	△ 469	△ 475	5
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,524</b>	<b>6,564</b>	<b>△ 39</b>
その他有価証券評価差額金	6,253	6,445	△ 191
退職給付に係る調整累計額	270	118	151
<b>新株予約権</b>	<b>220</b>	<b>222</b>	<b>△ 1</b>
<b>純資産合計</b>	<b>47,133</b>	<b>46,401</b>	<b>732</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>90,885</b>	<b>99,385</b>	<b>△ 8,499</b>

株主の皆様へ

事業報告

計算書類

監査報告

参考情報

単位：百万円

科 目	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	対前連結会計 年度増減率 (%)
<b>営業収益</b>	<b>18,670</b>	<b>19,188</b>	△ 2.7
受入手数料	18,115	18,646	△ 2.8
トレーディング損益	70	137	△ 49.0
金融収益	484	404	19.6
<b>金融費用</b>	<b>67</b>	<b>110</b>	△ 38.5
<b>純営業収益</b>	<b>18,602</b>	<b>19,078</b>	△ 2.5
<b>販売費・一般管理費</b>	<b>15,382</b>	<b>15,417</b>	△ 0.2
取引関係費	1,442	1,381	4.4
人件費	9,034	9,283	△ 2.7
不動産関係費	1,470	1,381	6.4
事務費	2,093	2,059	1.7
減価償却費	493	424	16.2
租税公課	238	263	△ 9.5
その他	609	622	△ 2.1
<b>営業利益</b>	<b>3,219</b>	<b>3,661</b>	△ 12.1
<b>営業外収益</b>	<b>430</b>	<b>427</b>	0.7
<b>営業外費用</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	△ 34.7
<b>経常利益</b>	<b>3,647</b>	<b>4,085</b>	△ 10.7
<b>特別利益</b>	<b>392</b>	<b>1,952</b>	△ 79.9
投資有価証券売却益	370	1,902	△ 80.5
自己新株予約権消却益	21	19	7.4
固定資産売却益	0	27	△ 99.5
金融商品取引責任準備金戻入	—	1	—
<b>特別損失</b>	<b>46</b>	<b>2</b>	1,773.3
固定資産除売却損	39	0	36,313.2
減損損失	6	1	307.1
投資有価証券売却損	—	0	—
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>3,993</b>	<b>6,035</b>	△ 33.8
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>1,043</b>	<b>2,010</b>	△ 48.1
<b>法人税等調整額</b>	<b>122</b>	△ 130	—
<b>当期純利益</b>	<b>2,827</b>	<b>4,156</b>	△ 32.0
<b>非支配株主に帰属する当期純利益</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	—
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>	<b>2,827</b>	<b>4,156</b>	△ 32.0

# 連結株主資本等変動計算書

## ■当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	331	29,757	△ 475	39,614	6,445	118	6,564	222	46,401
会計方針の変更による 累積的影響額			2		2					2
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,000	331	29,760	△ 475	39,616	6,445	118	6,564	222	46,403
当期変動額										
剰余金の配当			△ 2,061		△ 2,061					△ 2,061
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,827		2,827					2,827
自己株式の取得				△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分		0		5	5					5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△ 191	151	△ 39	△ 1	△ 41
当期変動額合計	—	0	765	5	771	△ 191	151	△ 39	△ 1	730
当期末残高	10,000	331	30,526	△ 469	40,388	6,253	270	6,524	220	47,133

## ■前連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

単位：百万円

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			新株 予約権	純資産 合 計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	10,000	331	27,031	△ 477	36,886	5,258	△ 134	5,124	209	42,220
当期変動額										
剰余金の配当			△ 1,429		△ 1,429					△ 1,429
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,156		4,156					4,156
自己株式の取得				△ 0	△ 0					△ 0
自己株式の処分		△ 0		2	2					2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						1,186	253	1,440	12	1,452
当期変動額合計	—	△ 0	2,726	2	2,728	1,186	253	1,440	12	4,180
当期末残高	10,000	331	29,757	△ 475	39,614	6,445	118	6,564	222	46,401

連結計算書類は「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 丸三ファイナンス株式会社

丸三エンジニアリング株式会社

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数及び国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

##### ② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

その他有価証券

##### (a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

##### (b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有

形固定資産については、連結会計年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物8年～39年、器具備品3年～15年であります。

##### ② 無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金… 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

④ 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる主な収益は、株式委託手数料、投資信託の募集手数料及び投資信託の信託報酬であります。

株式委託手数料は、顧客の株式売買注文を証券取引所に取り次ぐサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。現物取引に係る委託手数料は原則として履行義務充足後2営業日以内に、信用取引に係る委託手数料は建玉が決済される半年以内に、それぞれ対価を受領しております。

投資信託の募集手数料は、顧客の投資信託の買付に係るサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。履行義務の対価は約定日から数営業日以内に到来する受渡日に受領しております。

投資信託の信託報酬は、顧客が保有する投資信託の管理等のサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスを提供する期間にわたって履行義務が充足し、投資信託の残高に契約に基づく料率を乗じて日々算出した金額で収益を認識しております。履行義務の対価は概ね1年以内に到来する投資信託の決算日に受領しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

## (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## ①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## ②控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

## ③退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の未処理額については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## ④約定見返勘定の会計処理方法

約定見返勘定については、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

## 〔会計方針の変更に関する注記〕

## 1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に転移した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受入手料のうち一部の手数料については、従前は対価を受領した時点で収益を計上しておりましたが、サービス提供の完了時点で計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84条ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の受入手料、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が0百万円減少しております。また、未収収益の当連結会計年度末残高が1百万円増加し、利益剰余金の当期首残高が2百万円増加しております。

## 2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 〔収益認識に関する注記〕

## 1. 収益の分解

営業収益	
受入手料	18,115百万円
委託手数料	6,447
うち株式委託手数料	6,313
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	137
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	4,989
うち投資信託の募集手数料	4,988
その他の受入手料	6,541
うち投資信託の信託報酬	6,483
トレーディング損益	70
金融収益	484
営業収益合計	18,670

(注) 1. 収益の分解情報は連結損益計算書の収益を基礎としております。

2. トレーディング損益及び金融収益は、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高等	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
投資信託の信託報酬に係る未収収益	1,320百万円
その他の未収収益	308
	1,628
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
投資信託の信託報酬に係る未収収益	1,289
その他の未収収益	300
	1,589

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 370百万円  
(2) その他の情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の判断について、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲内で繰延税金資産を計上しています。

この判断は課税所得の発生見込を基礎としておりますが、当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、市場環境の変動等外部要因の影響によって、実際の課税所得は当社の想定と乖離する可能性があります。将来の市場環境等を客観的に予想することは困難であることから、過去の実績と当連結会計年度末現在において当社が入手している情報(株価、金利、為替等)を勘案して見積りを行っており、また、新型コロナウイルスによる経済活動への影響が、2023年3月期中においても一定程度残るものと仮定しております。

翌連結会計年度の実績が見積りと異なった場合、繰延税金資産の取崩しまたは追加計上により、利益が変動する可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 3,123百万円  
固定資産の減損にかかる会計基準の対象資産を記載しています。  
(2) その他の情報

当社グループは、減損損失の計上要否判断を将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて行っております。

この判断は将来キャッシュ・フローの発生見込を基礎としておりますが、当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、証券市場の変動の影響を大きく受ける市況産業であるため、市場環境の変動等外部要因の影響によって、実際のキャッシュ・フローは当社の想定と乖離する可能性があります。将来の市場環境等を客観的に予想することは困難であることから、過去の実績と当連結会計年度末現在において当社が入手している情報(株価、金利、為替等)を勘案して見積りを行っており、また、新型コロナウイルスによる経済活動への影響が、2023年3月期中においても一定程度残るものと仮定しております。

翌連結会計年度の実績が見積りと異なった場合、減損損失の計上により、利益が変動する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	合計 (百万円)
短期借入金	2,750	475	3,129	3,605
金融機関借入金	2,650	475	3,129	3,605
証券金融会社借入金	100	—	—	—
信用取引借入金	1,266	—	—	—
合計	4,016	475	3,129	3,605

上記のほか、信用取引借入金及び信用取引借証券の担保として、受入保証金の代用有価証券940百万円を差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社借入金の担保として199百万円、取引所の会員信託金の代用として12百万円、取引参加者保証金の代用として25百万円、株式会社日本クリアリング機構への当初証拠金の代用として584百万円、清算基金の代用として168百万円を差し入れております。

2. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

- (1) 信用取引貸証券 1,734百万円  
(2) 信用取引借入金の本担保証券 1,273百万円  
(3) 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 138百万円  
(注) 担保に供している資産に属するものは除いております。

3. 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

- (1) 信用取引貸付金の本担保証券 14,673百万円  
(2) 信用取引借証券 482百万円  
(3) 受入保証金代用有価証券(※) 30,878百万円  
(※) 再担保に供する旨の同意を得たものに限りです。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 3,339百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,398,262	—	—	67,398,262

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,330	20.0	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年10月28日 取締役会	普通株式	731	11.0	2021年9月30日	2021年12月1日



- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	731	11.0	2022年 3月31日	2022年 6月23日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 939,000株

#### 〔金融商品に関する注記〕

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる事業は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金のほか、顧客の資金運用ニーズに対応するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しており、投機的な取引は行っておりません。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託、顧客の資金運用ニーズに対応するための短期の貸付金である信用取引貸付金、自己の計算に基づき保有する商品有価証券や投資有価証券等のほか、顧客の資金運用に伴い受け入れた預り金や受入保証金等があります。

預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されており、信用取引貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、これらはそれぞれ発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引では、外貨取引における為替予約を行っており、取引先の信用リスクに晒されております。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスクの管理

当社グループが保有する預金は、日本銀行や大手銀行等信用力の高

い金融機関を中心に預け入れることとし、それ以外の場合は全額を預金保護の対象となる決済性預金に預け入れることを基本的な方針としております。顧客分別金信託についても同様に、信用力の高い金融機関に信託を行っております。

信用取引貸付金については社内規定に基づき、当初貸付額及びその後のマーケットの変動に応じて相当額の担保を顧客より受け入れることとし、日々与信管理を行う体制を整備しております。

###### ②市場リスクの管理

市場リスクとは、保有する有価証券等に、株価、金利、外国為替相場等の市場全体に共通する要素の変動によって発生し得る損失の危険や、その他の理由によって発生し得る損失の危険をいいます。

当社グループでは、市場リスクはあらかじめ定めた限度額の範囲内（市場リスク枠）に収めることで管理を行っております。

市場リスク枠は、市場の変動や財務の健全性を勘案して半期ごとに設定し、必要に応じて見直しを行っております。

さらに市場リスク額を日々計測し、管理を適切に行うとともに、その結果を毎日内部管理統括責任者へ報告しております。

###### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表の「その他有価証券」には含めておりません（（注2）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、顧客分別金信託、信用取引貸付金、募集等払込金、未収収益、信用取引借入金、信用取引貸証券受入金、預り金、受入保証金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)商品有価証券等 売買目的有価証券	667	667	—
(2)投資有価証券 その他有価証券	10,935	10,935	—
資産計	11,603	11,603	—
デリバティブ取引（※） ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
デリバティブ取引計	0	0	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(単位：百万円)

(1) 商品有価証券等及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ①商品有価証券等において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△1百万円であります。
- ②その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は395百万円であり、売却益の合計額は370百万円であります。また、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価 (※)	連結貸借対照表 計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	1,943	10,858	8,914
	小 計	1,943	10,858	8,914
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	102	77	△ 25
	小 計	102	77	△ 25
合 計		2,046	10,935	8,889

※上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額です。

(2) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区 分	デリバティブ取引 の種類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	77	—	△ 0	△ 0
	メキシコペソ	37	—	△ 0	△ 0
	オーストラリアドル	7	—	△ 0	△ 0
	買建				
	アメリカドル	77	—	0	0
	メキシコペソ	37	—	0	0
	オーストラリアドル	7	—	0	0
合 計		247	—	0	0

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(注2) 当連結会計年度において、市場価格のない株式等（非上場株式）及び投資事業組外出資金については次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1)	367
②投資事業組合 (※2)	54
合 計	421

(※1) 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 投資事業組外出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
売買目的有価証券				
国債	148	—	—	148
地方債等	—	47	—	47
社債	—	471	—	471
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,935	—	—	10,935
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
資産合計	11,083	519	—	11,603

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①商品有価証券等及び投資有価証券

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

債券については、市場価格情報（公社債店頭売買参考統計値等）をもって時価としており、国債はレベル1の時価に分類し、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。

#### ②デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された期末日の先物為替相場価額に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	705円27銭
1株当たり当期純利益	42円51銭

#### 〔重要な後発事象に関する注記〕

##### 自己株式の取得について

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議致しました。

##### (1) 理由

機動的な資本政策を遂行するため

##### (2) 取得する株式の種類

普通株式

##### (3) 取得する株式の総数

1,000,000株（上限）

（発行済み株式数（自己株式を除く）に対する割合 1.50%）

##### (4) 株式取得価額の総額

600百万円（上限）

##### (5) 取得期間

2022年4月28日から2022年5月27日まで

##### (6) 取得の方法

信託方式による市場買付

（信託契約の締結の時期及びその内容（買付開始時期含む）その他本件自己株式取得に関して必要な事項については、代表取締役に一任する。）

#### 〔その他の注記〕

##### 会社分割（簡易吸収分割）による事業承継の予定について

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、2022年7月19日（予定）を効力発生日として、当社の通信販売部に係る事業（マルサントレード及びコールセンターに係る事業を含む。）に関して有する権利義務を、会社分割（簡易吸収分割）の方法により、岡三証券株式会社に承継すること（以下、本会社分割といいます。）を決議し、同日付で吸収分割契約を締結致しました。

##### (1) 承継先企業の名称

岡三証券株式会社

##### (2) 分割する事業の内容

当社の通信販売部に係る事業（マルサントレード及びコールセンターに係る事業を含む。）

##### (3) 本会社分割を行う主な理由

当社は、2017年6月に「お客様本位の業務運営への取組方針」を新たに定め、三つのKPI（お客様の株式投信の平均保有期間、信託報酬の対面販管費カバー率、資格保有者数）の向上を目指しながら、対面営業において取組んでおります。今般承継する事業は、インターネット取引専用口座である「マルサントレード」と、コールセンター経由でのお取引であり、非対面での取引形態になります。マルサントレードは、対面営業以外の様々な取引手段をお客様に提供すべく1997年に事業を開始して以来、約25年にわたり株式や投資信託などのインターネット取引サービスをお客様に提供してまいりました。今般の事業承継は、今後の事業環境を踏まえた当社事業ポートフォリオを再考する中で、マルサントレード等のお客様の利便性を最大限考慮しつつ、当社の経営資源を主力の対面営業により集中させ、お客様本位の業務運営を更に強化することが当社の企業価値向上に資すると判断し、決定致しました。

##### (4) 本会社分割予定日

2022年7月19日

##### (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割会社とし、岡三証券株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

丸三証券株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 康一郎 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸三証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

### 丸三証券株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 滋 ㊟

常勤監査役 太 田 泰 司 ㊟

常勤監査役 山 崎 昇 ㊟

監 査 役 小久保 恒 哉 ㊟

(注) 常勤監査役藤井滋及び常勤監査役太田泰司は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 貸借対照表

2022年3月31日現在

## ■資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2022年3月31日)	前事業年度 (2021年3月31日)	前事業年度比 増 減
<b>●資産の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>74,615</b>	<b>83,844</b>	<b>△ 9,228</b>
現金・預金	25,863	28,684	△ 2,820
預託金	27,122	31,722	△ 4,599
顧客分別金信託	27,102	31,702	△ 4,599
その他の預託金	20	20	—
トレーディング商品	667	596	70
商品有価証券等	667	596	70
デリバティブ取引	0	0	△ 0
約定見返勘定	—	20	△ 20
信用取引資産	16,018	17,393	△ 1,375
信用取引貸付金	15,526	16,671	△ 1,144
信用取引借証券担保金	492	722	△ 230
立替金	42	29	12
募集等払込金	3,094	3,622	△ 528
未収収益	1,592	1,628	△ 36
その他の流動資産	214	146	68
貸倒引当金	△ 0	△ 0	△ 0
<b>固定資産</b>	<b>15,464</b>	<b>14,883</b>	<b>580</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,860</b>	<b>1,570</b>	<b>289</b>
建物	585	559	26
器具備品	744	475	269
土地	530	535	△ 5
<b>無形固定資産</b>	<b>149</b>	<b>104</b>	<b>45</b>
ソフトウェア	142	90	51
電話加入権	7	13	△ 6
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,454</b>	<b>13,209</b>	<b>245</b>
投資有価証券	11,249	11,007	241
関係会社株式	636	636	—
出資金	9	10	△ 0
長期貸付金	2	6	△ 3
長期差入保証金	840	856	△ 16
長期前払費用	42	57	△ 15
前払年金費用	574	518	55
その他	99	116	△ 16
貸倒引当金	△ 0	△ 0	0
<b>資産合計</b>	<b>90,080</b>	<b>98,728</b>	<b>△ 8,648</b>

## ■負債及び純資産の部

単位：百万円

科 目	当事業年度 (2022年3月31日)	前事業年度 (2021年3月31日)	前事業年度比 増 減
<b>●負債の部</b>			
<b>流動負債</b>	<b>40,913</b>	<b>50,188</b>	<b>△ 9,275</b>
約定見返勘定	1	—	1
信用取引負債	2,905	3,198	△ 292
信用取引借入金	1,266	1,078	187
信用取引貸証券受入金	1,639	2,119	△ 479
有価証券担保借入金	141	—	141
有価証券貸借取引受入金	141	—	141
預り金	22,583	28,487	△ 5,903
受入保証金	9,512	10,844	△ 1,331
短期借入金	3,953	3,920	33
未払金	528	596	△ 68
未払費用	266	294	△ 28
未払法人税等	106	1,811	△ 1,705
賞与引当金	883	1,005	△ 122
役員賞与引当金	20	30	△ 10
その他の流動負債	9	0	9
<b>固定負債</b>	<b>3,500</b>	<b>3,455</b>	<b>44</b>
繰延税金負債	2,496	2,447	49
退職給付引当金	910	905	5
長期未払金	6	6	—
その他の固定負債	86	95	△ 9
<b>引当金</b>	<b>165</b>	<b>165</b>	<b>—</b>
金融商品取引責任準備金	165	165	—
<b>負債合計</b>	<b>44,578</b>	<b>53,809</b>	<b>△ 9,231</b>
<b>●純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>	<b>39,065</b>	<b>38,303</b>	<b>761</b>
<b>資本金</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	<b>—</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>331</b>	<b>331</b>	<b>0</b>
その他資本剰余金	331	331	0
<b>利益剰余金</b>	<b>29,203</b>	<b>28,446</b>	<b>756</b>
利益準備金	2,500	2,500	—
その他利益剰余金	26,703	25,946	756
固定資産圧縮積立金	159	187	△ 27
別途積立金	19,485	19,485	—
繰越利益剰余金	7,057	6,273	783
<b>自己株式</b>	<b>△ 469</b>	<b>△ 475</b>	<b>5</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,215</b>	<b>6,393</b>	<b>△ 177</b>
その他有価証券評価差額金	6,215	6,393	△ 177
<b>新株予約権</b>	<b>220</b>	<b>222</b>	<b>△ 1</b>
<b>純資産合計</b>	<b>45,501</b>	<b>44,919</b>	<b>582</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>90,080</b>	<b>98,728</b>	<b>△ 8,648</b>

単位：百万円

科 目	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	対前事業年度 増減率 (%)
<b>営業収益</b>	<b>18,670</b>	<b>19,188</b>	△ 2.7
受入手数料	18,115	18,646	△ 2.8
トレーディング損益	70	137	△ 49.0
金融収益	484	404	19.6
<b>金融費用</b>	<b>74</b>	<b>117</b>	△ 36.1
<b>純営業収益</b>	<b>18,595</b>	<b>19,071</b>	△ 2.5
<b>販売費・一般管理費</b>	<b>15,423</b>	<b>15,455</b>	△ 0.2
取引関係費	1,425	1,364	4.5
人件費	8,999	9,249	△ 2.7
不動産関係費	1,566	1,474	6.2
事務費	2,130	2,096	1.6
減価償却費	471	402	17.2
租税公課	225	250	△ 10.0
その他	605	617	△ 2.0
<b>営業利益</b>	<b>3,171</b>	<b>3,615</b>	△ 12.3
<b>営業外収益</b>	<b>461</b>	<b>457</b>	0.7
<b>営業外費用</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	△ 34.7
<b>経常利益</b>	<b>3,630</b>	<b>4,070</b>	△ 10.8
<b>特別利益</b>	<b>392</b>	<b>1,952</b>	△ 79.9
投資有価証券売却益	370	1,902	△ 80.5
自己新株予約権消却益	21	19	7.4
固定資産売却益	0	27	△ 99.5
金融商品取引責任準備金戻入	—	1	—
<b>特別損失</b>	<b>46</b>	<b>2</b>	<b>1,773.3</b>
固定資産除売却損	39	0	36,313.2
減損損失	6	1	307.1
投資有価証券売却損	—	0	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>3,976</b>	<b>6,020</b>	△ 34.0
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>1,035</b>	<b>2,003</b>	△ 48.3
<b>法人税等調整額</b>	<b>124</b>	△ 127	—
<b>当期純利益</b>	<b>2,815</b>	<b>4,144</b>	△ 32.1

# 株主資本等変動計算書

■当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本										評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計						
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金							
当期首残高	10,000	331	331	2,500	187	19,485	6,273	28,446	△ 475	38,303	6,393	6,393	222	44,919
会計方針の変更による 累積的影響額							2	2		2				2
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,000	331	331	2,500	187	19,485	6,275	28,449	△ 475	38,305	6,393	6,393	222	44,921
当期変動額														
剰余金の配当							△ 2,061	△ 2,061		△ 2,061				△ 2,061
当期純利益							2,815	2,815		2,815				2,815
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 27			27	-		-				-
自己株式の取得									△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分		0	0						5	5				5
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											△ 177	△ 177	△ 1	△ 179
当期変動額合計	-	0	0	-	△ 27	-	781	754	5	759	△ 177	△ 177	△ 1	580
当期末残高	10,000	331	331	2,500	159	19,485	7,057	29,203	△ 469	39,065	6,215	6,215	220	45,501

■前事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

単位：百万円

	株主資本										評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価 証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			利益 剰余金 合計						
					固定資産 圧縮 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金							
当期首残高	10,000	331	331	2,500	228	19,485	3,517	25,731	△ 477	35,586	5,219	5,219	209	41,016
当期変動額														
剰余金の配当							△ 1,429	△ 1,429		△ 1,429				△ 1,429
当期純利益							4,144	4,144		4,144				4,144
固定資産圧縮積立金の取崩				△ 41			41	-		-				-
自己株式の取得									△ 0	△ 0				△ 0
自己株式の処分		△ 0	△ 0						2	2				2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											1,173	1,173	12	1,186
当期変動額合計	-	△ 0	△ 0	-	△ 41	-	2,756	2,714	2	2,716	1,173	1,173	12	3,902
当期末残高	10,000	331	331	2,500	187	19,485	6,273	28,446	△ 475	38,303	6,393	6,393	222	44,919

## 個別注記表

計算書類は「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（1974年11月14日 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

トレーディングは主に顧客との取引により顧客の資産運用等のニーズに対応することと、自己の計算に基づき時価の変動により利益を確保することを目的としております。

取り扱う商品は、有価証券の現物取引、株価指数及び国債等に係る先物取引やオプション取引等の取引所取引の金融派生商品、先物外国為替取引等の取引所取引以外の金融派生商品であります。

##### (2) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

###### (イ)子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### (ロ)その他有価証券

###### (a)市場価格のない株式等以外のもの

時価法をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております（売却原価は移動平均法により算定しております）。

###### (b)市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産… 定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また取得価額が10万円以上20万円未満の有形固定資産については、事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物8年～39年、器具備品3年～15年であります。

##### (2) 無形固定資産及び長期前払費用… 定額法を採用しております。

#### 3. 引当金及び準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金… 貸付金、立替金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金… 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金… 役員に対する賞与の支払いに備えるため、当期の業績を勘案して算出した支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 金融商品取引責任準備金… 証券事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出された額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、株式委託手数料、投資信託の募集手数料及び投資信託の信託報酬であります。

株式委託手数料は、顧客の株式売買注文を証券取引所に取り次ぐサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。現物取引に係る委託手数料は原則として履行義務充足後2営業日以内に、信用取引に係る委託手数料は建玉が決済される半年以内に、それぞれ対価を受領しております。

投資信託の募集手数料は、顧客の投資信託の買付に係るサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスの提供が完了する約定日時点において履行義務が充足され、収益を認識しております。履行義務の対価は約定日から数営業日以内に到来する受渡日に受領しております。

投資信託の信託報酬は、顧客が保有する投資信託の管理等のサービスを提供する対価として受領する手数料であり、サービスを提供する期間にわたって履行義務が充足し、投資信託の残高に契約に基づく料率を乗じて日々算出した金額で収益を認識しております。履行義務の対価は概ね1年

以内に到来する投資信託の決算日に受領しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) 控除対象外消費税等の会計処理方法

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

##### (3) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額は、連結計算書類においては即時認識し、純資産の部の退職給付に係る調整累計額に計上しております。一方、計算書類において当該未処理額は、上記「3. (4) 退職給付引当金」に記載のとおり処理しており、連結計算書類における方法と異なっております。

##### (4) 約定見返勘定の会計処理方法

約定見返勘定については、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

##### 1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に転移した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受入手数料のうち一部の手数料については、従前は対価を受領した時点で収益を計上しておりましたが、サービス提供の完了時点で計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84条ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の受入手数料、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が0百万円減少しております。また、未収収益の当事業年度末残高が1百万円増加し、利益剰余金の当期首残高が2百万円増加しております。

##### 2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用すること

としております。なお、計算書類に与える影響はありません。

#### (収益認識に関する注記)

当該項目の内容については、連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載した内容と同一であります。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産	370百万円
固定資産の減損	2,051百万円

固定資産の減損にかかる会計基準の対象資産を記載しています。

なお、当該項目の内容については、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

#### (貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保に供している資産及び担保に関する債務

担保権によって担保されている債務	担保に供している資産			
	期末残高 (百万円)	有形固定資産 (百万円)	投資有価証券 (百万円)	合計 (百万円)
短期借入金	2,750	388	3,129	3,517
金融機関借入金	2,650	388	3,129	3,517
証券金融会社借入金	100	-	-	-
信用取引借入金	1,266	-	-	-
合計	4,016	388	3,129	3,517

上記のほか、信用取引借入金及び信用取引借証券の担保として、受入保証金の代用有価証券940百万円を差し入れております。また、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社借入金の担保として199百万円、取引所の会員信託金の代用として12百万円、取引参加者保証金の代用として25百万円、株式会社日本クリアリング機構への当初証拠金の代用として584百万円、清算基金の代用として168百万円を差し入れております。

##### 2. 有価証券等を差し入れた場合等の時価額

(1) 信用取引貸証券	1,734百万円
(2) 信用取引借入金の本担保証券	1,273百万円
(3) 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	138百万円

(注) 担保に供している資産に属するものは除いております。

##### 3. 有価証券等の差入れを受けた場合等の時価額

(1) 信用取引貸付金の本担保証券	14,673百万円
(2) 信用取引借証券	482百万円
(3) 受入保証金代用有価証券(※)	30,878百万円

(※) 再担保に供する旨の同意を得たものに限りです。



4. 有形固定資産の減価償却累計額	2,305百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
長期金銭債権	135百万円
短期金銭債務	1,203百万円
長期金銭債務	2百万円

## 【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業費用	145百万円
営業取引以外の取引高	76百万円

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	890,488	544	10,168	880,864

## 【変動事由の概要】

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 544株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストックオプションの権利行使に対する割り当てによる減少 10,000株  
 単元未満株式の売渡請求による減少 168株

## 【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	270百万円
未払費用	73
未払事業税	25
有価証券評価減	390
退職給付引当金	280
固定資産評価減	165
金融商品取引責任準備金	50
その他	146
繰延税金資産小計	1,403
評価性引当額	△ 1,033
繰延税金資産合計	370
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	2,620
固定資産圧縮積立金	70
前払年金費用	175

繰延税金負債合計	2,867
繰延税金資産との相殺	△ 370
繰延税金負債の純額	2,496
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07
住民税均等割	0.78
人材確保等促進税制	△ 1.43
評価性引当額の増減	△ 1.33
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.46
その他	△ 0.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.18

## 【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：百万円)

種類	会社の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	丸三ファイナンス株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入 利息の支払	2,267 6	短期借入金	1,123

(注) 資金の借入については、利率は市場金利等を勘案して決定しております。担保は差入れておりません。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	680円74銭
1株当たり当期純利益	42円34銭

## 【重要な後発事象に関する注記】

自己株式の取得について  
 当該項目の内容については、連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載した内容と同一であります。

## 【その他の注記】

会社分割（簡易吸収分割）による事業承継の予定について  
 当該項目の内容については、連結注記表の「その他の注記」に記載した内容と同一であります。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

丸三証券株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 康一郎 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸三証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上が第102期定期株主総会招集ご通知添付書類であります。

## (連結計算書類参考資料)

## 連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万円

区 分	当連結会計年度	前連結会計年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	3,993	6,035
減価償却費	493	424
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 0	△ 0
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△ 55	22
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	5	12
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 122	147
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 10	20
金融商品取引責任準備金の増減額 (△は減少)	—	△ 1
減損損失	6	1
投資有価証券評価損益 (△は益)	△ 0	—
固定資産除売却損益 (△は益)	39	△ 27
投資有価証券売却損益 (△は益)	△ 370	△ 1,902
受取利息及び受取配当金	△ 841	△ 716
支払利息	67	110
顧客分別金信託の増減額 (△は増加)	4,599	△ 8,236
立替金及び預り金の増減額	△ 5,916	8,801
トレーディング商品の増減額	△ 48	193
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	1,082	△ 5,790
有価証券担保借入金の増減額 (△は減少)	141	—
受入保証金の増減額 (△は減少)	△ 1,331	887
募集等払込金の増減額 (△は増加)	528	△ 1,621
その他	△ 682	△ 771
小計	1,579	△ 2,411
利息及び配当金の受取額	830	700
利息の支払額	△ 68	△ 114
法人税等の支払額	△ 2,712	△ 913
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 371	△ 2,738
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	△ 519	—
投資有価証券の売却による収入	395	2,037
有形及び無形固定資産の取得による支出	△ 767	△ 494
有形固定資産の売却による収入	0	29
その他	△ 19	△ 6
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 911	1,566
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	△ 0	—
自己株式の取得による支出	△ 0	△ 0
自己株式の売却による収入	4	1
配当金の支払額	△ 2,054	△ 1,428
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,050	△ 1,427
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>513</b>	<b>368</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)</b>	<b>△ 2,819</b>	<b>△ 2,231</b>
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>28,693</b>	<b>30,924</b>
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>25,873</b>	<b>28,693</b>

---

株主の皆様へ

---

事業報告

---

計算書類

---

監査報告

---

参考情報



メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

### 株主優待のご案内

3月31日時点で、100株以上1,000株未満ご所有の株主様に海苔詰合せ（1,000円相当）を、1,000株以上ご所有の株主様に魚沼産コシヒカリ（新米）3kgをそれぞれ贈呈いたします。いずれも10月中旬頃に発送いたします。

### 株主総会お土産廃止のご案内

株主総会にご出席の株主様へお配りしていたお土産は、廃止させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 株主メモ

**事業年度** 4月1日～翌年3月31日  
**期末配当金受領株主確定日** 3月31日  
**中間配当金受領株主確定日** 9月30日  
**定時株主総会** 毎年6月  
**株主名簿管理人** 三菱UFJ信託銀行株式会社  
**特別口座の口座管理機関** 三菱UFJ信託銀行株式会社  
**同連絡先** 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
東京都府中市日鋼町1-1 電話0120-232-711（通話料無料）  
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
**上場証券取引所** 東京証券取引所  
**公告の方法** 電子公告により行う  
公告掲載URL <https://www.marusan-sec.co.jp/>  
(ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

#### (ご注意)

- 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等へお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
- 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社に関する情報がご覧になれます。  
<https://www.marusan-sec.co.jp/>

